

みのり園短期入所生活介護運営規程

(平成16. 1. 30規程第30号)

施行 平成16. 4. 1

改正 平成16. 4. 30規程第4号

平成17. 9. 20規程第6号

平成20. 8. 1報告第2号

平成22. 3. 26規程第8号

平成26. 7. 14報告第2号

平成28. 5. 27規程第2号

平成30. 11. 7報告第3号

令和元. 11. 13報告第2号

令和2. 6. 12報告第2号

令和4. 6. 6規程第4号

令和5. 11. 27報告第3号

令和6. 11. 28報告第2号

平成17. 3. 29規程第26号

平成18. 4. 28規程第7号

平成21. 5. 22報告第1号

平成25. 7. 11報告第2号

平成27. 3. 19報告第9号

平成29. 6. 13報告第1号

令和元. 5. 31規程第4号

令和2. 3. 11規程第13号

令和3. 11. 15報告第3号

令和5. 3. 17規程第12号

令和5. 11. 27規程第9号

(目 的)

第1条 社会福祉法人豊田みのり福祉会が開設するみのり園短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下、「生活指導員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名 称 みのり園ショートステイセンター

②所在地 愛知県豊田市中根町男松79番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する。)

① 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

医師 2名(非常勤)

生活相談員 1名以上(常勤換算)

看護職員 3名以上(常勤換算)

介護職員 34名以上(常勤換算)

管理栄養士 1名以上(常勤換算)

機能訓練指導員 1名以上(常勤換算)

介護支援専門員 1名以上(常勤換算)

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

③ その他

事務職員 1名以上(常勤換算)

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は、次のとおりとする。

①併設利用型 20名

(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合の額とする。

①入浴、排泄、食事等介護及び日常生活の世話

②日常生活動作の機能訓練

③健康チェック

④送迎

⑤夜間看護体制

2 第9条の通常の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

①実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 200円

②実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 300円

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

1) 滞在費 多床室 915円(6室)(1日あたり)

従来型個室 1,231円(8室)(1日あたり)

2) 食費 1日あたり 朝食304円 昼食589円 夕食534円 おやつ63円

3) 理美容代 カット2,000円/回 顔そり1,000円/回
カット・顔そり2,500円/回

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- （4）上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、豊田市の別紙記載の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ①気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ②特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修採用後1ヶ月以内

②継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊田みのり福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17. 3. 29規程第26号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18. 4. 28規程第7号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成21. 5. 22報告第1号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25. 7. 11報告第2号)

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

付 則 (平成27. 3. 19規程第9号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成29. 6. 13報告第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和元. 5. 31規程第4号)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

付 則 (令和2. 3. 11規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3. 11. 15報告第3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和4. 6. 6規程第4号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

付 則 (令和5. 11. 27報告第3号)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

付 則 (令和6. 11. 28報告第2号)

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

付 則 (平成16. 4. 30規程第4号)

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

付 則 (平成17. 9. 20規程第6号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 (平成20. 8. 1報告第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成22. 3. 26規程第8号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成26. 7. 14報告第2号)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

付 則 (平成28. 5. 27規程第2号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成30. 11. 7報告第3号)

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

付 則 (令和元. 11. 13報告第2号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

付 則 (令和2. 6. 12報告第2号)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

付 則 (令和3. 11. 15報告第3号)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

付 則 (令和5. 3. 17規程第12号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和5. 11. 27規程第9号)

この規程は、令和5年12月1日から施行する。